

着衣着火事故の防止について（注意喚起）

NITE製品安全センターに通知された製品事故情報のうち、「着衣着火」(※1)の事故は、平成17年度から平成21年度の5年間に86件ありました。(※2)

被害の状況は、死亡事故が39件（死亡者39人）、重傷事故が9件、「一室以上の火災」が22件でした。死亡者は年代が判明した37人中、70歳以上が31人と84%を占めています。

「着衣着火」の事故では、使用者の不注意によるものなどと推定される事故が46件、使用者の不注意も考えられるが特定できない事故が21件あり、合わせて67件(78%)です。このうち着火の熱源となった製品は、「ガスこんろ」が19件(28%)、「電気ストーブ」が9件(13%)、「その他こんろ」、「ライター」及び「携帯電話・携帯音楽プレーヤー」が各々6件(9%)などでした。

「着衣着火」による事故は、寒い時期に多く発生することから、消費者に事故の内容を理解していただき、事故を防止するために注意喚起をすることとしました。

(※1) 着衣着火：ガスこんろなどを使用中に、その火が衣服に燃え移る、または電気ストーブなどの熱源に、衣服が接触し発火することをいう

(※2) 平成17年度～平成21年度に事故が発生した件数、平成22年12月1日現在、重複、対象外情報を除いた件数

1. 「着衣着火」の事故について

NITE製品安全センターに通知された製品事故情報のうち、「着衣着火」の事故は平成17年度から平成21年度の5年間に発生したものが86件ありました。

(1) 被害状況について

「着衣着火」の事故86件を、年度別の被害状況にまとめると表1のとおりです。

人的被害に至ったものは71件で、死亡事故が39件、重傷事故が9件、軽傷事故が23件でした。拡大被害は15件ありました。

事故86件は、全て火災か火災につながるおそれのある事故であり、このうち「一室以上の火災」は、22件ありました。

表 1 年度別被害状況（※3）

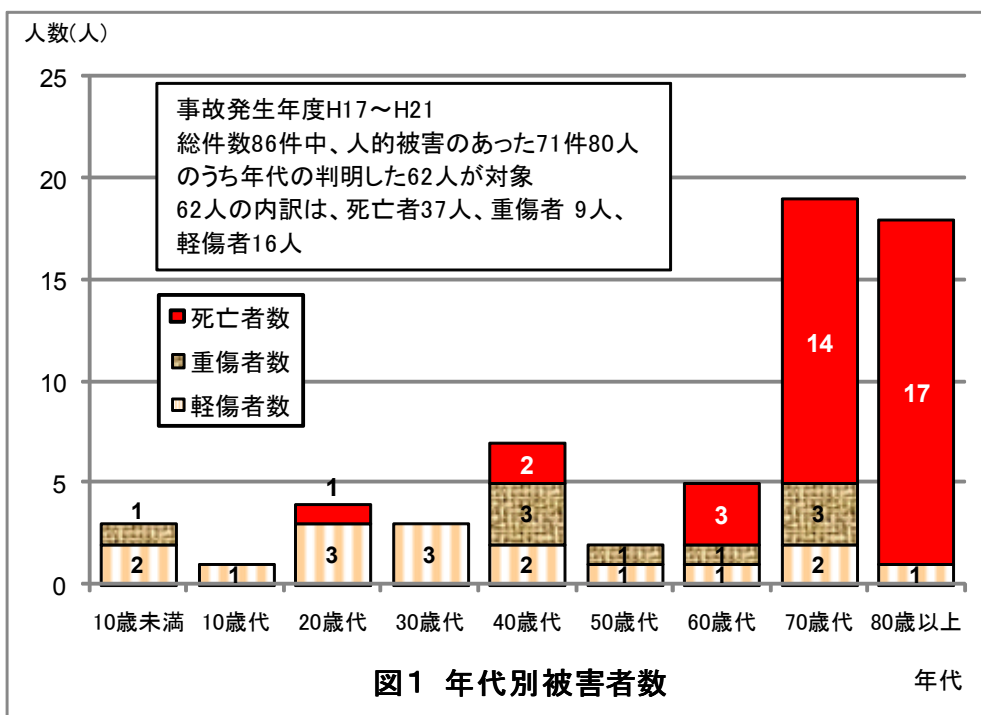
	H17	H18	H19	H20	H21	合計
死亡	12 (12) [8]	14 (14) [5]	10 (10) [6]	2 (2)	1 (1)	39 (39) [19]
重傷	1 (2)	1 (2)	2 (3)	4 (4)	1 (1)	9 (12)
軽傷	3 (6) [1]	2 (3)	11 (13)	3 (3) [1]	4 (4)	23 (29) [2]
拡大被害	1 [1]	4	4	3	3	15 [1]
合計	17 (20) [10]	21 (19) [5]	27 (26) [6]	12 (9) [1]	9 (6)	86 (80) [22]

（※3）平成22年12月1日現在、重複、対象外情報を除いた件数。被害状況別で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」にはカウントせず。また、（ ）の数字は被害者の人数、[]の数字は「一室以上の火災」に至ったものの件数。

(2) 被害者数について

人的被害のあった事故71件の被害者数は80人であり、死亡者数が39人、重傷者数が12人、軽傷者数が29人でした。これらには1件の事故で複数人の被害者があったものを含みます。

人的被害のあった80人のうち、年代が判明した62人について年代別被害者数を図1に示します。死亡者数は37人であり、80歳以上が17人、70歳代が14人と、70歳以上の死亡者数は31人で84%を占めます。



(3) 事故の原因区分について

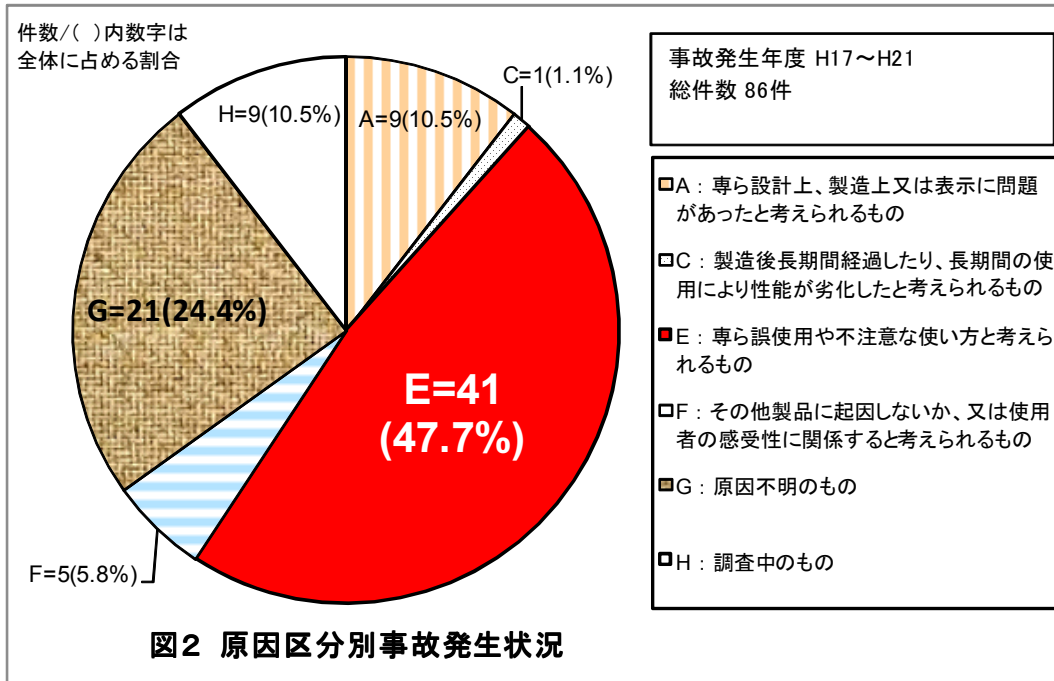
事故86件について、事故原因区分別の事故発生状況を図2に示します。

「製品に起因する事故」（事故原因区分のA及びC）は10件（11.6%）あり、単品不良と思われる2件を除いて、新聞、ホームページ、店頭で告知をしています。

「製品に起因しない事故」（事故原因区分のE及びF）は46件（53.5%）あり、誤った取り扱いや不注意によると考えられる事故（事故原因区分のE）のみで41件（47.7%）に達しています。

この場合の「製品」とは、着火の要因となった製品であり、「製品に起因しない事故」とは、使用者の不注意によるものなどと推定される事故をあらわします。

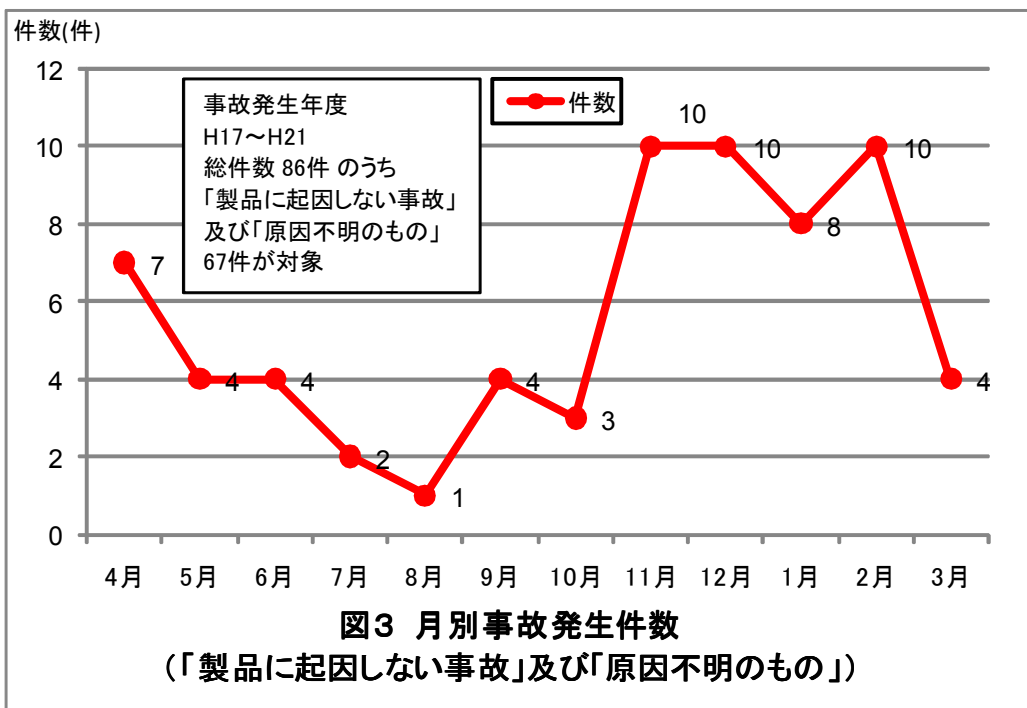
「原因不明のもの」(事故原因区分のG)は21件(24.4%)あり、その多くは使用者の不注意も考えられるが特定できなかったものです。



(4) 月別の事故発生件数について

事故86件のうち、「製品に起因しない事故」46件と「原因不明のもの」21件を合わせた67件について、月別の事故発生件数を図3に示します。

11月から2月にかけて寒い時期に事故発生件数が多くなっています。



(5) 着火の熱源となった製品について

「製品に起因しない事故」及び「原因不明のもの」を合わせた67件について、着火の熱源となった製品別の被害状況を表2に示します。

着火の熱源となった製品別に、「ガスこんろ」が19件（28%）、「電気ストーブ」が9件（13%）、「その他のこんろ」、「ライター」及び「携帯電話・携帯音楽プレーヤー」が各々6件（9%）などがありました。

表2 着火の熱源となった製品別被害状況
 （「製品に起因しない事故」及び「原因不明のもの」）（※3）

被害状況 着火の熱源となった製品	人的被害			物的被害		被害無し	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
ガスこんろ	15 (15) [6]	(1) (※4)	4 (5) (※4)				19 (21) [6]
電気ストーブ	6 (6) [6]		3 (3) [2]				9 (9) [8]
その他のこんろ (電気こんろ、石油こんろ、カセット こんろ各2件)	5 (5) [3]	1 (1)					6 (6) [3]
ライター	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2			6 (4)
携帯電話・携帯音楽プレーヤー			3 (3)	3			6 (3)
野焼きなどの火	4 (4)	1 (1)					5 (5)
石油ストーブ	2 (2) [2]		(2) (※4)	2 [1]			4 (4) [3]
ドライヤー			1 (1)	2			3 (1)
ガスストーブ	1 (1)	1 (1)					2 (2)
その他(※5)	5 (5) [2]	(1) (※4)	2 (5) (※4)				7 (11) [2]
合計	39 (39) [19]	4 (6)	15 (21) [2]	9 [1]			67 (66) [22]

(※3) 平成22年12月1日現在、重複、対象外情報を除いた件数。被害状況別で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」にはカウントせず。また、()の数字は被害者の人数、[]の数字は一室以上の火災に至ったものの件数。

(※4) 1件の事故で複数の程度の異なる人的被害が発生した事例がある。

(※5) その他：電気こたつ、まきストーブ、七輪、石油ふろがま、携帯用ガスバーナー、吸い殻入れ、花火各1件

2. 事故事例の概要について

「着衣着火」の事故について、着火の熱源となった製品別に代表的な事例を示します。

(1) ガスこんろによる事故

① 死亡事故

(事故内容)

木造平屋住宅から出火して、全焼し、1人が死亡した。

平成20年2月28日(東京都、80歳以上・女性、死亡)

(事故原因)〔原因区分E2〕

ガスこんろの火が被害者の着衣に着火し、火災に至ったものと推定される。

② 軽傷事故

(事故内容)

ガスこんろにやかんをのせて点火後、こんろの後の換気扇のスイッチを入れようとしたところ、着衣に着火し、やけどを負った。

平成19年6月21日(東京都、年代・性別不明、軽傷)

(事故原因)〔原因区分E2〕

ガスこんろ内部にガス漏洩はなく、燃焼状態も異常ないことから、こんろを使用中に、バーナー付近に衣類を近づけたため着火したものと推定される。

(2) 電気ストーブによる事故

(事故内容)

木造2階建て集合住宅の一室から出火して、同室の壁や天井の一部を焼き、1人が全身やけどで病院に搬送されたが、その後死亡した。

平成20年3月7日(静岡県、80歳以上・女性、死亡)

(事故原因)〔原因区分E2〕

電気ストーブに衣服が接触・着火し、火災に至ったものと推定される。

(3) その他のこんろによる事故

(事故内容)

保育所で調理実習中に、男児のエプロンにカセットこんろの火が燃え移り、口から上半身に掛けてやけどを負った。

平成19年10月17日(大阪府、10歳未満・男性、重傷)

(事故原因)〔原因区分E2〕

カレーを調理中、過ってカセットこんろに近づいたため、エプロンにカセットこんろの火が燃え移り、やけどに至ったものと推定される。

(4) 野焼きなどの火による事故

(事故内容)

ごみ焼却中の火が衣服に燃え移り、男性が死亡した。

平成19年11月23日(茨城県、70歳代・男性、死亡)

(事故原因)〔原因区分E2〕

焼却場で紙を燃やしていた際に、火が着ていたパジャマに燃え移り死亡したものと推定される。

3. 「着衣着火」の事故の防止について

使用者の不注意による「着衣着火」の事故が多く発生しています。

衣服に火が付くと、重いやけどや死亡にまで至ることが非常に多くあります。火気の取扱いには十分に注意を払ってください。

被害は、高齢になるほど重篤になっています。まわりの人が気を付けてあげることはもちろん、難燃性能や防災性能のある衣類などを使用するように心がけてください。また、子供が火気に近づくような場合は、必ず大人が付いてください。

(1) 着火の熱源となる製品を正しく取り扱う

着火の熱源となる製品には、ガスコンロ、電気ストーブなどがありますが、これらの製品の取扱説明書や表示などにある注意事項を守って使用することが大切です。

- ① ガスコンロのように火を扱う製品では、火に近づき過ぎないでください。特に火の上には絶対身体をかざさないでください。火が見えていなくてもバーナーの上は高温であり着火しやすくなっています。

ガスコンロの奥に手を伸ばすときは、必ずバーナーの火を消してください。

- ② 電気ストーブは炎がありませんが、熱線が周囲に放射されていますので、近づき過ぎないでとにかく離れてください。特に熱源の上には絶対身体をかざさないでください。熱源となる製品などに近づく場合は、電源を切るなどしたうえで、温度が十分に低くなったことを確認してください。

(2) 身につけるものに注意する

火の付きやすい衣類などを身につけたまま火や熱源に近づくのは危険です。

- ① 火や熱源に近づく場合は、火の付きやすい衣類などを身につけないようにしてください。

火の付きやすい衣類とは、生地の手触りが長いもの、飾りの多いもの、ゆったりした垂れ下がるようなデザインのもの、難燃性能や防災性能の低いものなどです。

- ② 火の付きやすい衣類などを身につけて火や熱源に近づく場合は、難燃性能や防災性能のあるエプロン、割烹着、腕カバーや作業着などを上に着用してください。
- ③ 一人で過ごすことが多い方は、できるだけ難燃性能や防災性能のある衣類などを身につけるようにしてください。

(3) 着ているものに火が着いたら

脱ぎ捨てるか火を消してください。大声で助けを求めてください。

- ① 素早く脱げる場合は脱ぎ捨ててください。火から離れることが第一です。
- ② 水をかぶって火を消してください。水道の水、流しの洗い桶の水、浴槽の水、花瓶の水、飲み物など近くにある水を火にかけてください。
- ③ 外で花火などを行うときには、消火できるように水の入ったバケツなどを用意して、着ているものに火が付いたら、水をかぶって火を消してしてください。
- ④ 水が無ければ、床や地面に火を押し付けて消してください。走り回ってはいけません、火の回りが速くなるだけです。

衣服の火が消えたら、すぐに消防署（119番）へ通報してください。

以上